

# 水道法施行規則の一部改正案に関する意見募集について



The Knights

水道事業者及び水道用水供給事業者(以下、水道事業者等)において浄水方法を変更しようとする場合は、水道法第10条又は第30条の規定に基づいて事業変更の認可申請の手続を行う必要がありますが、水道事業において多くの施設で長い使用実績があり、水道事業者及び認可権者の双方において十分な知見が集積され、また、そのメカニズムが明らかになっているような浄水方法への変更については、軽微な変更該当するとして、事業変更の認可申請を必要としない届出の対象として対処する措置が取られている状況にあります。

この度、厚生労働省では、粉末活性炭処理設備又は粒状活性炭処理設備を追加する場合には、処理の安全性・確実性については、技術的知見も確立している状況にあることから、届出事項となるよう水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)の一部を改正する改正案について、平成22年3月8日まで意見募集を行いました。

改正案の概要は、以下の通りです。

## 1. 改正内容

現在の給水量が認可給水量を超えない事業における浄水方法の変更のうち、既存の給水区域、給水量、給水人口、給水対象の範囲内で行われる浄水方法の変更、次に掲げる浄水施設を用いる浄水方法を軽微な変更該当するものとして、届出の対象に追加する。

- ① 粉末活性炭処理設備
- ② 粒状活性炭処理設備

ただし、新規水源を確保して浄水場を新たに建設し、上記設備を含む浄水処理工程を導入する場合などについては、処理対象物質や必要となる除去量が明らかではないため、原水を用いた処理実験の実施等により処理の安全性・確実性を個別に確認する必要があることから、これまでどおり認可申請の手続が必要となります。

## 2. 公布時期

平成 21 年度中

当社は、水道用活性炭をはじめ、各種水道用薬品の検査に多くの実績があります。ご不明点等、まずはお気軽にお問い合わせください。

資料 2010 年 2 月 4 日付 厚生労働省

品質検査箇所 加藤吉紀

